

新（赤文字部分が変更箇所）：2024年3月29日以降	旧（赤文字部分が変更箇所）：現状
第3条 口座開設方法	第3条 口座開設方法
1.省略	1.省略
<p>2. 前項にかかわらず、当行は、以下の各号のいずれかに該当するお客さまによる口座開設の申込みは受け付けません。</p> <p>（1）外国 PEPs（外国の政府等において重要な地位を占める者等、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項各号に掲げる顧客等を含みます。以下同じ。）</p> <p>（2）日本国内に住所を有しないお客さまや外為法規上の非居住者（以下これらの者を総称して「非居住者」という）</p>	<p>2. 前項にかかわらず、当行は、以下の各号のいずれかに該当するお客さまによる口座開設の申込みは受け付けません。</p> <p>（1）15 歳未満のお客さま</p> <p>（2）外国 PEPs（外国の政府等において重要な地位を占める者等、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令第 12 条第 3 項各号に掲げる顧客等を含みます。以下同じ。）</p> <p>（3）日本国内に住所を有しないお客さまや外為法規上の非居住者（以下これらの者を総称して「非居住者」という）</p>